

経営理念

- 一、事務所は、中小企業経営の健全な発展と多面的な要求の実現をめざします。
- 一、事務所は、納税者の権利擁護と、税制・税務行政の民主化の運動をすすめます。
- 一、事務所は、所員が学問の成果に学び専門的知識を身につけることをめざします。
- 一、事務所は、所員が、文化的で豊かな生活を営む拠点となることをめざします。
- 一、事務所は、以上の課題を実現するため多くの人々との協力をひろげます。

総合会計ニュース

第1号 2018年1月1日

発行

総合会計事務所

大阪府中央区高麗橋2丁目2番7号 東栄ビル3階

TEL. 06 (6202) 9251

news@z-osk.or.jp

発行人 竹内克 謹



すくなひこな どしょうまち しんのう
少彦名神社 (大阪市中央区道修町) くすりの神様 神農さん

私たちの事務所から歩いて2分の所にある神農さん。道修町は1722年（享保7年）、外国から入る薬の材料となる草木を検査し、全国に供給する業者が店を出したのが始まりの薬の町。現在も武田薬品工業など製薬メーカーの本社、営業所が立ち並びます。神農さんは、1780年、町の薬種商が薬の安全と薬業の繁栄を祈願して建てたのが始まりです。中国と日本の医薬の神様を祭っています。

今年も中小企業の要求実現と

消費税増税反対の旗を掲げて

所長 竹内克 謹

新年あけましておめでとうございます。

さて、昨年11月に内閣府が発表した7～9月期の国内総生産（GDP）はその前の4～6月期に比べて実質で0.3%増と7四半期（1年9カ月）連続の増加となったものの、その中身を見てみると外需での0.5%増に対し、内需は0.2%減で輸出に依存して姿が改めて浮き彫りにされました。特にGDPの6割を占める個人消費（民間最終消費支出）は実質で前期比0.5%減と7四半期ぶりの落ち込みとなっており、消費に低迷は明らかです。これは、国民の所得が伸び悩んでいる上に消費税や社会保険料などの負担が続いているためで、景気回復のためには、消費を立て直す抜本策が不可欠です。

GDP統計によれば、内需は、個人消費だけでなく、民間住宅（0.9%減）、政府の最終消費支出（0.1%減）、公共投資（2.5%減）も軒並み減少しています。

GDP全体で前期比0.3%増といっても年率換算では1.4%にしかならず、極めて低い経済成長であり、とりわけ、内需が今期0.2%減となったことは深刻です。

円安や株高で大企業や大資産家の利益や所得を増やせば回りまわって国民の暮らしがよくなるという「トリクルダウン」が売り物の「アベノミクス」は大企業の大株主の儲けやため込みを増やしただけで国民には回っていないのが、GDPの統計を見ても明らかです。

安倍首相は、先の総選挙で「少子高齢化が国難」と主張し、来年10月からの消費税10%への増税を予定通り行い、使途を見直すと言いました。しかし、10%への増税で国民生活を立て直すことができるのでしょうか。本当に問われているのは、増税そのものの是非ではないでしょうか。

昨年5月に新生「総合会計事務所」として発足してから半年余りがたちました。この間、関与先や関係諸団体の皆さま方には多大なご心配をおかけしましたことをお詫び申し上げます。同時に、新たな陣容で皆さまのお役に立てる事務所として業務に邁進することを誓って新年のあいさつとさせていただきます。

税務調査、2017年

税理士 竹内 克謹

減り続ける調査件数

当事務所で昨年1年間に受けた税務調査は、全部で7件とここ数年では最低の調査件数でした。内訳は、法人が3件、個人が3件で、業種別では、建築関連が4社、開業医が2社といったところです。基礎控除が引き下げられ最近申告件数が増加している相続税の調査も1件ありました。

重箱の隅をつついて

増差所得

実際の調査では、すべての事案で売上・仕入・経費・人件費の源泉所得税とすべての項目にわたって帳簿の検査をしているものの、税務署員は帳簿の表面をなぞっているだけで、調査を受けている側の感覚としては、問題点を掘り下げて追及する姿勢が薄弱に感じました。

それでも、申告に問題点がないわけではなく、①在庫の評価にあたって請求書の金額と単価が違っていた②個人事業のときからあった自販機の収入が法人成りしたにもかかわらず、その収入が法人に引き継がれていなかった③スクラップの売却収入を社員に任せていたため、その収入から支出した経費の領収証の保管

がなかった。など金額的には僅少ですが、修正申告した例が見受けられました。

過年度の売上高と消費税

個人事業の調査では、過年度の売上高を1,000万円以下と計算し、消費税は免稅事業者で申告をしていなかった納稅者が、税務調査の中で4年前、5年前の売上高を再計算してみると売上高が1,000万円を超えていたケースが2件ありました。得意先からの資料箋などから判明した事例ですが、免稅事業者については、課稅事業者ではないかどうかを確認することを重点にした調査を行っているようです。

消費税については、税務調査を受けて課稅事業者とわかっていても、その時点では簡易課稅制度の選択はできず、納稅額も多額になる場合が通例です。所得金額や稅額の計算をするときには、毎年の売上高もきっちり計算する必要があります。

余分な加算税、延滞税

以上が、この1年間の税務調査のまとめですが、当初の申告を否認された場合、差額の税金だけでなく、加算税や

延滞税も併せて納付しなければなりません。今回の事例も日々の経理事務をもう少し注意深く行っていたら避けられた誤りかもしれません。余分な税金を払わないためにも日頃からの記帳や決算作業の重要性を認識する必要があります。



図表① (厚生労働省ホームページより)



セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の創設

◆セルフメディケーション税制(以下「SM税制」とは

健康の維持増進及び疾病予防のための「一定の取組」として健康診断や予防接種を受けた個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る「特定一般用医薬品」の購入費を支払った場合、その年中に支払った購入費の額が1万2千円を超えるときに、その超える部分の金額(8万8千円を上限)を総所得金額から控除できるという制度です。

図表①のように、あなたの所得税率が20%、住民税率が10%とすると対象医薬品購入額が2万円であった場合、所得税、住民税合わせて2,400円の減税効果が得られます。しかし、この税制は「医療費控除の特例」であり、従来の「医療費控除」との併用はできません。従来の医療費控除とSM税制のどちらがより控除額が大きいかを計算した上で、有利な方を選択する必要があります。

平成29年度所得税確定申告変更点

大瀬 貴士

対象となる「特定一般用医薬品」の範囲

医師が処方する医薬品(医療用医薬品)のうち、ドラッグストア等で購入できるスイッチOTC医薬品と呼ばれるもので、風邪薬や胃腸薬など対象商品は1,500品目を超えます。具体的には厚生労働省のホームページに記載されていますが、商品パッケージや、レシートに税制対象商品であることが明記されています。

医療費の領収書等が添付不要に

◆明細書の添付

これまで医療費控除は、医療費の領収書を確定申告書に添付するか窓口で提示する必要があります。ところが改正により、従来の医療費控除、SM税制ともに領収書の添付が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」及び健診等又は予防接種(医師の

図表②

適用対象となる検診等及び予防接種の範囲	添付及び提出資料
予防接種	インフルエンザの予防接種又は定期予防接種(高齢者の肺炎球菌感染症等)の領収書又は予防接種済証
がん検診	市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表
定期健康診断(事業主健診)	職場で受けた定期健康診断の結果通知表(勤務先名等が必要)
特定健康診査(メタボ検診)	特定健康診査の領収書又は結果通知表(加入する健保組合等の名称が必要)
健康診査(人間ドック等)	人間ドックやがん検診を始めとする各種健診(検診)の領収書又は結果通知表(勤務先名、健保組合等の名称が必要)

急がれる一人医師医療法人の

事業承継・相続対策

西岡 英利

私たちの事務所では、関与先の三分の一が診療所・病院です。その中でいわゆる一人医師医療法人は30数件あります。その大半が平成19年3月31日以前に設立された、「経過措置型医療法人（出資持分ありの医療法人）」です。この一人医師医療法人は昭和60年に初めて設立が認められて、すでに32年が過ぎ、現在、世代交代や相続税問題が大きな問題になっていきます。事務所の関与先法人も、この「出資持分あり」が大半を占めており、今年からすべての医療法人に対して、事業承継・相続問題の対策に取り組む予定になっています。その問題点の概要を説明したいと思います。

「持分あり経過措置型医療法人」とは

平成19年4月1日以後設立された医療法人は、「基金拠出型医療法人」と言っており、出資持分がありません。設立時の1,000万円は、「基金」といって、社員（出資者）からの無利息貸付金のようなものです。解散・清算時には、「基金」は社員に返還されますが、その他の残余財産は、国、地方公共団体、公立病院

などに帰属させられます（巷間言われている没収されること）。現在はこの形の法人しか設立できません。一方、「出資持分ありの経過措置型医療法人」は、社員（出資者）が退社するとき、また、法人が解散するときは、その出資額に応じて財産の払戻しや分配ができることになっています。この法人は医療法で当分の間、存続が認められることになり、「経過措置型医療法人」とよばれます。

多額の相続税と贈与税の負担の心配がある

この「持分ありの法人」にはどんな問題点があるのか。

一人医師医療法人は、利益率が高く、普通、ある程度の役員報酬を取った場合でも、赤字になることはあまりありません。また、出資者に利益配当ができないこと、給料に対する所得税負担が高くなることを意識して、役員報酬を抑え気味にすること、銀行借入があっても、短期に返済を終了させていることなどから、10年もたてば、法人に相当な内部留保が蓄積されます。かつては、1,000万円程度で設立した出資金も、現在の時価になおすと、内部

留保が溜まったおかげで、2億、3億の価値になっていきます。これを、たとえば出資者である社員が辞める時に払戻すとなれば、法人は多額の現金を用意しなければなりません。また、院長が、子供に医療法人を譲るときに、この出資金を贈与したり、あるいは、院長が亡くなり相続が発生した場合、莫大な贈与税や相続税の問題が起ります。それならばと、出資者が遠慮して、「もうこの出資金の払戻しは結構です」と辞退すれば、残された出資者や、医療法人に贈与したとみなされ、贈与税が課税されるという複雑な課税問題が生じます。

「持分なし医療法人」への移行はデメリットが多い

厚生労働省は、平成19年以降、この「持分あり経過型医療法人」に対して「持分なし医療法人」への移行を進めています。ほとんど進んでいません。29年3月現在でも、全国の医療法人のうち76%はこの「持分あり法人」です。移行が進まなかった理由は、医療法人に対する贈与税課税問題が不明なことだと言われています。しかし、大きい理由は、そもそも、この一人医師

「特定一般用医薬品等購入費の明細書」を作成して添付することになりました。ただし、記入内容確認のため税務署から領収書の提示や提出が求められる場合があります。申告期限から5年間は自宅等で領収書を保管する必要があります。

また経過措置として、従来の医療費控除及びSM税制に共通して、平成29年分から平成31年分までの確定申告については、従来どおりの領収書添付または提出によることもできます。

医療法人は、税理士事務所や個人開業医さんが、節税目的で設立したということです。厚生労働省は、移行の理由を、医療法人の公共的な役割をより明確にするためと言っています。しかし、将来、残余財産の分配を受けられないとか、医院経営に国の管理が及ぶことには、相当な抵抗感があると思います。でも、贈与税、相続税の問題も解決しなければなりません。

国が進める「認定医療法人制度」

なかなか進まない「持分なし医療法人」への移行をスムーズに進めるために、平成26年に認定医療法人制度ができました。これは、「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」に移行する計画を国に提出し、その認定を受け

れば、贈与税・相続税の納税を猶予し、また免除される制度です。しかし、移行はまったく進まなかったため、平成29年の改正で、医療法人に対する贈与税問題を解決し、期間も3年延長され、平成32年9月までに申請を出し、認定を受ければ、その期間に贈与税・相続税の納税猶予を受けることが可能になりました。

◆改正後も添付又は提示が必要な書類

在宅療養の介護費用	在宅介護費用証明書
寝たきりの人のおむつ代	医師が発行した「おむつ使用証明書」
温泉利用型健康増進施設の利用料金	温泉療養証明書
指定運動療法施設の利用料金	運動療養実施証明書
ストマ用装具の購入費用	ストマ用装具使用証明書
B型肝炎患者を介護する同居親族の同ワクチン接種費用	医師の診断書（一定の記述必要）
白内障等治療に必要な眼鏡購入費用	処方箋（一定の記述必要）

総合会計の方針

医療法人の事業承継・相続対策として、事務所としては、従来、理事長や、その他の理事が退職するときに、ある程度の金額の退職金を出すこと、また、事前に、計画的に子供たちや配偶者に出資持分の贈与をしていくなどのアドバイスをしてきました。

しかし、退職金では取り切れない額の内部留保が残る可能性があります。また、「持分なし医療法人」に一向に進まない状況下で、将来、国が強制的に「持分なし法人」移行させるように法律を変えてくる可能性もありますので、今年から関与先ごとに状態を分析し、対策を提起したいと考えています。



竹内 克謹
よしなり

昨年は、年明けから新事務所の設立準備。5月の開業からは業務を軌道に乗せること、職員の採用、資金繰りなどに追われ、好きな野球やゴルフは控えるをえない1年でした。毎年の配偶者との旅行も行けず、私生活では反省の多い年でした。事務所の体制も整いつつある今年は、去年できなかった分まで大いに遊びたい。仕事も遊びも一生懸命、これが今年の目標です。

西岡 英利

昨年5月から新しい総合会計事務所となりました。いろいろ混乱もあり、関与先の皆様にも、多大なご迷惑をおかけして、申し訳なく思っています。職員の陣容も整い、今年は今までよりも、もっともっと努力して皆様方のお役に立てる事務所になることをお約束します。



**本年もどうぞよろしく
お願い申し上げます**

谷田 久義

身長182cm、体重101kg。何とかしようと昨年はジムに通いましたが、週に一回ほどしか行けませんでした。今年こそは、改善しようと決意表明する次第です。食事と運動をコントロールし、生活リズムを乱さないよう心掛け、食事や、運動、就寝時間を手帳にメモします。
記録すれば、生活状態を振り返りやすくなり、崩れがちになる実践を早い段階で立て直すことができるはず。頑張ります。

遠藤 和美

先日、子どもの個人懇談で、受験生ということもあるのか、皆、行事の役、日々の雑務を拒む中、息子が嫌な顔一つせず、ずつといるんことをしてくれたと先生からお礼の言葉をいただきました。
娘は、子どもや親子をキャンプ等に連れて行ったり、遊んであげる企画運営のボランティアをしています。学生、アルバイト、ボランティア活動と、忙しい中頑張っています。今年、「子どもの背中を見て育ちます。」



大瀬 貴士

ここ数年、仕事や税理士試験の勉強と、ただひたすら忙しいだけの生活を送っているように感じます。ジムに通う時間が惜しく、数年前に購入したベンチプレスは今やベンチの役割しか果たしていません(笑)。受験生活が終わるまで趣味はお預けですが、今年ももう少しオンとオフの切り替えを上手に行って、メリハリのある生活したいと思います。

増田 紗知子

昨年は色々環境が変わり、気づくと一年が終わってしまいました。体力が無いのも大きな原因ではありますが、なかなかハードな一年で疲労感満載でした。今年基礎体力作りをしつつ、ゆつくりと読書ができる時間を作ります。

岩本 厚子

たくさん動いて健康に気を付けます！去年も確か運動をテーマにした抱負でしたが気が向いた時にしか出来ずでした。いつの間にか新年の抱負や友人との会話が健康や身体に良い食べ物になったのだからと、ふと考えてしまいます。掛け声はよいしょ。自然に変わってしまいました。
身体を動かすとストレス解消にも良いそうなので、健康体を目指して頑張ります！

藤田 豪

「石の上にも三年」という言葉がありますが、昨年は仕事でもプライベートでも「種まき」をした年でした。今年は「育てる」、植物に置き換えますと、枯らすことなく大きくする年です。私は、三年の中でも特に二年目が一番大事であると考えております。

昨年は久々に良い年でしたが、今年より素晴らしい年になりますよう、日々、沈黙考のうえで実行していきます。ただし、30代後半に差し掛かり、健康面において、決して過信することなく留意します。

土田 浩二

前の職場でみんなに毎年「今年の抱負」を書くよう要請するのですが、自分とは言え、建前や願望を思いつくだけ書くというマンネリ化が著しく、なんだかなあと感じておりました。(その後退職、昨年10月から当所でお世話になっております。)
今年からはあえて「抱負」を考えるのをやめました。
のんびりと、力まずに、良いことは自然にやってくるだろうと楽観的に、と言うことで「待てば海路の日和あり」。いやいや「果報は寝て待て」か？
ちよつと枯れすぎですな。

大澤 俊明

新年の目標は、一つは仕事に早く慣れることです。右も左もわからないので早く迷惑をかけずに仕事ができるようになることです。二つ目は、体力をつけることです。寒いのが苦手なので今はエスカレーターを使わずに階段を使うようにしています。暖かくなれば以前やっていたスロージョギングに挑戦します。最後はバイクで泊りがけのツーリングに行くことです。子供が出来てからは行くことができていないのでどこか遠くにツーリングするのが夢です。

木谷 修子

先日、テレビで萩本欽一さんが話しておられた。「六十歳で大学受験しようと思ったけど、まだ苦勞せずに出来そうだったので七三歳で受験しました。覚えても覚えても忘れません。」
こんなことを考えて行動している人がいる。若輩の私がこれからやりたい事、どんな広がりがあるように思えます。今年の抱負と言うよりも、もう少し長いスパンの夢を見たいです。今年、今、始めている生活の改善を完了させたいです。

冬期休暇のお知らせ

**12月29日(金)～
1月4日(木)まで**
冬期休暇とさせていただきます

